

広島県告示第 854 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 9 月 28 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 三井化学株式会社 社長 田中 稔一
工場又は事業場の所在地及び名称	大竹市東栄二丁目 1 番 21 号 三井化学株式会社 岩国大竹工場

2 申請の内容

33 ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離施設 1 基を設置し、1 基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 新設

種 類	33 ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離施設 (AP-D-2308)	
能 力 (1 日 当 た り)	分離能力 3 立方メートル	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		3時間断続 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出される汚水等	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		7	7
		生物化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	5,373	5,767
		化学的酸素要求量		1,791	1,922
		浮遊物質		1,632	2,179
		窒素含有量		36	80
		磷含有量		2	4
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		1	2
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)			0.2	5
汚水等の排出先		活性汚泥処理装置に導入			

(その2) 33 ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離施設 (AP-D-2306)

		変更前		変更後	
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後直ちに	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用の方法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	526	564	525.8	559

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成21年9月28日から平成21年10月19日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課